

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

規則  
○福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

訓令  
○標準的な職及び職員の仕事遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

○福島県教育委員会  
○福島県教育委員会の標準的な職及び職員の仕事遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

○市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

○市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

## 規則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第二十九号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一郡山市の部11の項中「河内小学校」を「田河内小学校」に改め、同表いわき市の部3の項中「平商業高等学校」を「いわき商業高等学校」に改め、同部32の項

中「田河内小学校」を「田河内小学校」に改め、同表田村市の部14の項中「豊野小学校」を「豊野小学校」に改め、同表棚倉町の部3の項中「田河内小学校」を「田河内小学校」に改め、同表小野町の部1の項中「小野小学校」を「小野小学校」に改める。

### 附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（人事課）

## 訓令

福島県訓令第七号

本庁機関  
出先機関  
労働委員会事務局

標準的な職及び職員の仕事遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

標準的な職及び職員の仕事遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び職員の仕事遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「児童相談所次長 児童相談所相談室長 食肉衛生検査所次長」を「保健福祉事務所出張所長 保健所出張所長 児童相談所次長 児童相談所相談室長」に、「動物愛護センター次長」を「食肉衛生検査所次長 動物愛護センター次長」に、「保健福祉事務所出張所長 保健所出張所長 総合療育センター看護部長」を「総合療育センター看護部長」に改める。

### 附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

（行政経営課）

## 福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第二号

教育委員会  
教育委員会の所管に属する教育機関

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の仕事遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

福島県教育委員会の標準的な職及び職員  
の標準職務遂行能力を定める規程

の一部を改正する訓令

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中「平商業」を「いわき商業情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

（職員課）

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 千葉 悦子

福島県人事委員会規則第八号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

第二十一条の七第一項中「当該各号」を「第三項」に改め、同条第三項中「第十条第四項」を「第十条第五項」に、「並びに条例」を「、条例」に改め、「定める額」の下に「並びに条例第十条第三項第一号に定める額」を加え、同条を第二十一条の十とする。

第二十一条の六の次に次の三条を加える。

第二十一条の七 条例第十条第三項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 勤務公署の周辺又は第二十五条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- 二 職員が自転車等を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- 三 その利用について職員の配偶者若しくは条例第八條第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設

でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、条例第十条第三項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

第二十一条の八 条例第十条第三項の人事委員会規則で定める職員は、第二十一条の六第二号に掲げる職員とする。

第二十一条の九 条例第十条第三項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額  
イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定められた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）  
ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第二十二条の二第一項各号列記以外の部分中「第十条第五項」を「第十条第六項」とし、同条第一項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改め、同項第二号イ中「第二十一条の七」を「第二十一条の十」に改め、同条第三項中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改める。

第二十四条の三中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改める。

第二十四条中「若しくは通勤の方法を変更し」を「通勤の方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の下に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第三十一条第一項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」を「勤務時間条例第三条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振った職員、定年前再任用短時間勤務職員並びに育児短時間勤務職員等」に改める。

第三十三条の四第三項第二号中「いた期間」の下に「（その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間を除く。）」を加え、同条第五項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第三十三条の四の二第二項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第三十三条の六第四項第三号中「あつた期間」の下に「及びその職員の職務に密接な

関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間」を加える。  
別表第二の二の一の表四級の項を削る。  
別表第二の三の一の表四級の項を削る。

**附 則**

(施行期日等)

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- (施行日前から駐車場等を利用しての職員の出出) 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前日から駐車場等(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年福島県条例第九十五号)による改正後の職員の給与に関する条例第十條第三項に規定する「駐車場等」をいう。)を利用しての職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第二十四條の規定の例により、その実情を届け出なければならぬ。  
(採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 千葉 悦 子

**福島県人事委員会規則第九号**

**市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則**

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四條第六項第一号中「で」を「のうち」に改め、同項第二号中「法第二十二條の四第一項又は法第二十二條の五第一項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を「され、かつ、当該採用の日」を「新たに採用された学校職員で、新たに採用された日(以下この条において「採用日」という。)」に、「在勤していた」を「勤務していた」に、「採用の日」を「採用日」に、「在勤する学校職員」を「勤務する学校職員」に、「し、当該異動」を「した」と改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とする。

第四條第七項第一号中「在勤する」を「勤務する」に、「当該」を「同号に規定する」に改め、「指定日以降」の下に「へき地手当に準ずる手当」を加え、同項第二号中「同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務学校職員として」を「採用日前から」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第三号とする。

別表第三の表郡山市の項を削る。

別表第四の五中「支給対象公署」を「支給対象学校等」に改め、同表中 「郡山市立多

田野小学校 堀口分校」を「郡山市立熱海小学校」に改める。  
郡山市立熱海小学校

**附 則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四條の改正規定は公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。  
(採用給与課)

(採用給与課)

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 千葉 悦 子

**福島県人事委員会規則第十号**

**初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

- 別表第一の五級の項中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。
- 規模の大きい出先機関の出張所の長の職務
- 別表第一の六級の項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。
- 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の出張所の長の職務
- 別表第三の二級の項中第三号の次に次の一号を加える。
- 講師(任用の期限を付さないものに限る。)

別表第十二中「及び管理主事」を「管理主事及び講師(任用の期限を付さないものに限る。)」に、「講師」を「講師(任用の期限を付さないものを除く。)」に改める。  
別表第二十三中「及び養護教諭」を「養護教諭及び講師(任用の期限を付さないものに限る。)」に、「講師」を「講師(任用の期限を付さないものを除く。)」に改める。

**附 則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(採用給与課)

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和八年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 千葉 悦 子

**福島県人事委員会規則第十一号**

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「小学校・中学校教育職給料表等級別職務表（別表第二）に定めるとおりとし」を「次に掲げる等級別職務表に定めるとおりとし、それぞれの等級別職務表は」に改め、同条に次の二号を加える。

- 一 高等学校教育職給料表等級別職務表（別表第二）
  - 二 小学校・中学校教育職給料表等級別職務表（別表第二の二）
- 別表第二中二級の項を次のように改める。

二級	一 指導主事の職務 二 講師（任用の期限を付さないものに限る。）
----	-------------------------------------

別表第二を別表第二の二とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）  
高等学校教育職給料表等級別職務表

職務の級	職務
二級	講師（任用の期限を付さないものに限る。）
二級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

別表第三から別表第六までの規定中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び講師（任用の期限を付さないものに限る。）」に、「講師」を「講師（任用の期限を付さないものを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（採用給与課）